

<p>貨物等省令第9条第八号ロ(七)中の<u>ビデオカメラ</u></p>	<p>デジタルビデオカメラ又はデジタルビデオカメラの機能を有するデジタルカメラは、動画撮影時に使用される最大有効画素数で評価する。</p>	<p>テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。</p>
<p>貨物等省令第9条第八号ロ(七)6中の<u>カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報に注記できる機能を有するもの</u></p>		<p>スマートフォン、コンパクトデジタルビデオカメラ(ビデオ機能を有するデジタルカメラを含む。)等の民生用のものを除く。</p>
<p><u>有効画素数</u></p>	<p>光電変換機能をもち、かつ、光を受ける画素の数をいう。</p>	
<p><u>カメラの被写体追跡データ</u></p>	<p>地球に対するカメラの視野方向を明らかにするために必要な情報であって、次のイ及びロに該当するものをいう。 イ カメラの視野方向が地球磁場方向に対して作る水平面内の角度 ロ カメラの視野方向と地球の水平面との垂直角度</p>	
<p>貨物等省令第9条第八号ロ(八)中の<u>スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置</u></p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 イ 産業用又は民生用の写真複写機 ロ イメージスキャナーであって、民生用に据え付けるもののうち、近接してスキャニング(文書、アートワーク又は写真に含まれる画像又は活字の複写を含む。)を行うように設計したもの ハ 医療用装置</p>
<p>貨物等省令第9条第八号ロ(八)中の<u>固体撮像素子を組み込んだもの</u></p>		<p>テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。</p>
<p>貨物等省令第9条第八号イ(一)及びロ(九)中の<u>イメージ増強管を組み込んだもの</u></p>		<p>テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたものを除く。</p>
<p>貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中の<u>フォーカルプレーンアレーを組み込んだもの</u></p>	<p>電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができるために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な信号処理電子回路と組み合わせられたフォーカルプレーンアレーを含む。</p>	<p>次のいずれかに該当するものを除く。 ↓</p>
	<p>イ テレビジョンカメラ又はビデオカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたもの</p>	